

有村町長に対する問責決議可決

愛荘町発足以来はじめて!!

賛成 11
反対 2

有村町長の町長として真価が問われる2期目5年間の行政運営に携わってこられたが、二代表制の一翼を担う議会との関係は、再三の注意にもかかわらず意志の疎通に欠け、議会に対する重要施策の説明責任の欠如など議会軽視が見受けられ、町長の政治姿勢に不信感を抱いている。この1年間でも事業着手前の相談も含めた丁寧な説明を実施せず、議案を固めてから説明を実施し、以下の議案は否決となっている。

- ・湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定議案
- ・旧愛知川警部交番官舎解体工事の変更契約議案
- ・令和5年度一般会計補正予算(第5号)議案

また、令和4年9月定例会で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学童保育所運営に係る物品購入補助金が未払いであることが判明した。また、本来、国からもらえるはずの交付金が全くもらえないことも判明した。有村町長は、組織管理上の責任を重く受け止め、「町長ならびに副町長の給与を減額する条例案」の提案趣旨説明のなかでも「今回の事案のほか、複数の事務処理誤りが発生していることを受け、改めて適正な事務処理の徹底を図るため、職員への訓示や事務処理に関する庁内一斉点検指示を行っております。」や「今後さらに事務ミス防止に焦点をあてた職員研修の実施やコンプライアンスマニュアルの改定などにより、組織的なチェック体制の充実を図り、再発防止に取り組んでまいり所存です。」とお詫びを申し上げられた。しかし、先日、個人県民税の賦課が未処理であることが発表された。これは、事務処理誤りではなく、休職などによる職員不足の税務課を放置していたことが原因である。また、令和4年度一般会計決算審査では、異例の集中審議があり、法令遵守が欠落していたことが判明し、町長の発言内容が全く生かされていない。

- ・自治基本条例推進委員会は、年1回以上開催することと定められている。しかし、令和4年は、全く開催されず委員委嘱さえできていないこと。
- ・入札監視委員会は、6ヶ月に1回以上開催することと定められている。しかし、3年ほど前から開催されず委員委嘱さえできていないこと。

令和4年度一般会計決算の採決は、反対9賛成4で不認定となった。地方自治法第233条第7項で「普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」と定められている。しかし、議会に対して不認定となった要因の模索なども含めて何の報告もない。日々、有村町長への不信感が増しているのが現状である。合併以来、町長に対する問責決議は初めてである。町長と職員とのコミュニケーション不足により町政運営が上手にできていない。

上記のとおり地方自治法の定めがあり、町政を運営するうえでの基本的な法令遵守が欠落していることや職員不足への配慮がないことは明白である。有村町長に、その責任を強く問うものである。以上、決議する。

令和5年12月22日

愛荘町議会

提出議員

「有村町長に対する問責決議」は、森野隆 議員が提出者となり、賛成議員（久保田正利、澤田源宏、上田太治、高橋正夫、外川善正、瀧すみ江、竹中秀夫、辰己保）を連署のうえ、12月22日に提出された。

問責決議の概要

●説明責任

事業着手前の相談も含めた丁寧な説明が実施できていない。

●職員不足への配慮

令和4年度に、学童保育所運営に係る物品購入補助金が未払いであることが発覚した。組織管理上の責任を重く受け止め、再発防止に取り組むなか、税の賦課が未処理であることが発表された。事務処理誤りではなく、休職などによる職員不足を放置していたことが原因である。

●法令遵守

自治基本条例推進委員会、入札監視委員会の未開催、委員委嘱も無しによる法令遵守の欠落。

※全文は、左のページに掲載

討論・採決の結果

賛成討論概要

地方自治法第147条に、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」とある。決議文章からも統轄できていないと強く感じる。特に、職員不足への対応は、以前から各議員が訴えている。対応の結果がなく、逆に悪循環が生じている状況とを感じる。町長と職員とのコミュニケーション不足により町政運営が上手にできていない。職員不足への配慮がないことは明白である。

賛成議員

久保田正利、小菅久宣、中川喜代和、澤田源宏、森野隆、上田太治、高橋正夫、外川善正、瀧すみ江、竹中秀夫、辰己保

反対議員

村田定、河村善一。反対討論なし。

※村西作雄 議長は採決に加わっていない。

問責決議とは??

町長など特定の地位にある者について、その責任を問う旨を意思表示したもの。法的拘束力はなく、過半数以上の賛成で可決される。